

No. 169 (2022/3)

日本アイ・ビー・エム株式会社 vs 野村ホールディングス株式会社他 1 名
(東京高裁平成 31 年 (ネ) 第 1616 号)

弁護士 松島 淳也

目 次

第 1	事案の概要.....	1
第 2	裁判所が認定した事案の経緯.....	2
第 3	主な争点に関する当事者の主張と裁判所の判断.....	11
1	本件の争点について.....	11
2	本件の争点における当事者の主張と裁判所の判断について.....	11
第 4	本判決に関する考察.....	19
1	争点 1-1 に関する裁判所の判断について.....	19
2	争点 1-2 及び 3 における IBM の債務不履行について.....	19
3	争点 1-4 の不法行為の成否について.....	20
4	パッケージの選定について.....	21

第1 事案の概要

日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「IBM」という。）と、野村ホールディングス株式会社（以下「野村HD」という。）は、野村証券株式会社（野村HDの完全子会社で以下「野村証券」という。）のSMAFW¹業務のためのコンピュータシステムについて、Wealth Manager Software というパッケージソフト（以下「WM」という。）を利用した開発業務支援等を内容とする、開発段階ごとの複数の契約を締結した。しかし、開発業務は、平成25年1月4日のシステム稼働開始を目標として、平成22年後半から平成24年後半まで継続されたものの、目標時期における稼働開始実現にリスクがあると判断されたことから、平成24年8月下旬に一時中断され、同年11月に野村HDが開発を断念した。

そのため、東京地裁平成31年3月20日判決（以下「原判決」という。）における本訴事件及び反訴事件で、以下の請求がなされた。

表 1-1 本訴における請求の概要

本訴原告	本诉被告	請求原因	請求金額 (円)
野村HD	IBM	債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求	約34億
野村証券	IBM	不法行為に基づく損害賠償請求	約1.8億

表 1-2 反訴における請求の概要

反訴原告	反诉被告	請求原因	請求金額 (円)
IBM	野村HD	本件個別契約13ないし15の業務が完了したことを前提とする報酬の請求 本件個別契約14について民法536条2項の適用を前提とした報酬の請求	約3.9億
IBM	野村HD	当事者間の合意、商法512条又は債務不履行を理由とする報酬相当額の損害賠償請求	約1.7億
IBM	野村証券	当事者間の合意又は商法512条	約1.7億

原判決は、IBMの不法行為の成立は否定したが、本件各個別契約の一部（本件個別契約13ないし15）がIBMの帰責事由により履行不能になったとして、本訴事件のうち野村HDの請求を約16億円の限度で認容し、野村HDのその余の請求及び野村証券の全部の請求を棄却した。また、反訴事件におけるIBMの請求の全部を棄却した。

そのため、当事者の全員が、各敗訴部分の全部（ただし、附帯請求棄却部分の一部を除く。）を不服として控訴（以下「本件」という。）した。

¹ SMAとは、「Separately Managed Account」の略で、資産運用のアドバイスや株式・債券・投資信託の売買注文等を一括して提供する資産運用サービスをいい、FWとは、「Fund Wrap」の略で、投資一任運用サービスの一種であり、顧客のリスク許容度や投資目的に合わせて、金融機関の専門家のアドバイスをもとに異なるタイプの複数の投資信託を選び、これらを組み合わせて運用するサービスをいう。